

Ⅲ 非違行為がもたらす悪影響

1 組織・業務に対するダメージの例

<児童生徒・保護者への悪影響>

- ・教えてもらっていた教職員が非違行為を行ったことに、心を傷つけられた。
- ・テレビ・新聞等で学校名が報道され、ショックを受けた。
- ・インターネットやSNSなどに学校名や誹謗中傷が書き込まれ、非違行為を行った教職員のせいで学校が悪くなったと感じ、前向きな気持ちや意欲がなくなった。
- ・クラス担任や部活動の顧問が交替することについて、不安が高まった。
- ・校内でも非違行為が発生していないか、保護者の間で不安が広まった。

<教職員への悪影響>

- ・非違行為を行った教職員が出勤できなくなり、当該教職員の校務を分担したため、他の教職員の負担が増加した。
- ・非違行為再発防止に係る教職員の負担感が増加した。
- ・教職員全体の士気が低下した。

<学校運営・教育委員会への悪影響>

- ・非違行為案件の調査、全校集会、保護者説明会、報道機関への対応など、本来業務に優先して非違行為案件への対応が必要となった。
- ・県民や保護者からの批判や問い合わせの電話、電子メール、手紙が多数寄せられ、学校と教育委員会は対応に追われた。
- ・学校運営について、住民や保護者の理解と協力が得にくくなり、PTAの活動にも支障を来した。
- ・児童生徒の前向きな気持ちや意欲が失われたことにより、学校内の雰囲気が悪くなり、児童生徒への指導や学校運営がやりにくくなった。
- ・教育委員会、議会、会見の場など、様々な場面での謝罪が必要となった。

<長野県教育への悪影響>

- ・長野県教育全体に対する県民の不信感が高まった。

2 私生活に対するダメージの例

●生活全般

<氏名の公表>

- ・懲戒免職の処分時に氏名が公表され、テレビ・新聞等で報道された。
- ・インターネット上に様々な形で氏名が掲載され続けた。

<家族の離散>

- ・配偶者、子供の信頼を失い、別居や離婚に発展した。
- ・子供は就職の際に遠隔地を選び、自宅に寄り付かなくなった。

<家族の心労>

- ・配偶者、両親はさまざまなことで悩み、体調を崩してしまった。

<自宅の転居>

- ・自宅の映像がテレビで報道された。
- ・自宅に住みづらくなり、転居を余儀なくされた。

<築いた人間関係の崩壊>

- ・兄弟、親戚、友人、知人などと顔を合わせづらくなり、疎遠になった。

<免許状の失効等>

- ・懲戒免職となったため、教育職員免許状が失効となった。
- ・酒気帯び運転により、自動車の運転免許が取り消された。

●経済面

<収入の損失>

- ・懲戒免職となり、収入源である職自体を失い、退職金も支給されなかった。
- ・減給処分を受け、一時的に収入が減少しただけでなく、昇給が遅れるため、長期的にも給与が減少した。

<経済的困窮>

- ・配偶者や親の援助に頼らざるを得なくなった。
- ・ローンが払えなくなったため、自宅や自家用車を手放した。
- ・教育費や仕送りが捻出できなくなり、子供は進学を諦めた。

<再就職が困難>

- ・前職の退職理由がネックになり、再就職できなかった。

<罰金・損害賠償等の支払い>

- ・酒気帯び運転により罰金 30 万円の判決を受けるとともに、物損事故により壊した民家の塀の修理費用 50 万円を賠償した。酒気帯び運転のため、塀の修理費用に保険が適用されず、全額自己負担した。
- ・ストーカー行為の被害者から高額の慰謝料の支払いを請求された。

IV 懲戒処分による給与等への影響

平成 26 年 3 月 1 日に懲戒処分を受けた場合、定年で退職するまでの損失額（試算）

※試算上反映しているのは、給料、地域手当、期末手当、勤勉手当、教職調整額及び退職手当です。免職及び停職の場合には、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当など諸手当の支給の状況に応じ、損失額が更に多くなります。さらに、免職及び停職の場合には、年金支給額にも損失額が生じます。

< 30 歳・教諭の場合 >

平成 26 年 3 月時点で給料表が教育職（二）2-39 である 30 歳教諭の場合

- 戒 告 約 140 万円
- 減給 1/10 3 月 約 210 万円（うち減給分 9 万円）
- 停職 6 月 約 510 万円（うち停職分 178 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 2 億 2 6 0 0 万円（給与等 2 億 1 0 0 万円、退職手当 2 5 0 0 万円）が得られたことに・・・

< 45 歳・教諭の場合 >

平成 26 年 3 月時点で給料表が教育職（二）2-107 である 45 歳教諭の場合

- 戒 告 約 25 万円
- 減給 1/10 3 月 約 50 万円（うち減給分 13 万円）
- 停職 6 月 約 415 万円（うち停職分 258 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 1 億 3 4 5 0 万円（給与等 1 億 9 5 0 万円、退職手当 2 5 0 0 万円）が得られたことに・・・

< 55 歳・教諭の場合 >

平成 26 年 3 月時点で、給料表が教育職（二）2-137 である 55 歳教諭の場合

- 戒 告 約 10 万円
- 減給 1/10 3 月 約 25 万円（うち減給分 14 万円）
- 停職 6 月 約 410 万円（うち停職分 280 万円）
- 免 職 以後の給与等・退職手当は、原則として一切支給されない

※もし、定年（60 歳）まで勤めていれば、以後、約 6 1 9 0 万円（給与等 3 6 9 0 万円、退職手当 2 5 0 0 万円）が得られたことに・・・